

ご存知ですか！！

住宅用火災警報器が義務付けられました。

- ★ 住宅用火災警報器が義務化される理由
- ★ 住宅用火災警報器の種類
- ★ 住宅用火災警報器を取り付ける場所
- ★ 住宅用火災警報器の取り付け方
- ★ 悪質業者にご注意！
- ★ 住宅用火災警報器に関するお問合せ先

火災警報器はどうして設置するの？

～法制度化とその背景～

●どの住宅にも必ず火災警報器の設置が必要です。

これまで日本では、大規模な共同住宅など一部の住宅だけ設置が義務化されてきました。ですからなかには「もう部屋には火災警報器はついている」という方もいるかもしれませんが、戸建住宅や小さなアパートでは、**ほとんど取り付けられていないのが現状です。**

平成16年に消防法が変わり、高松市火災予防条例で火災警報器の設置場所**(寝室と、寝室が2階などの場合は階段にも設置が必要です)**などが決められました。

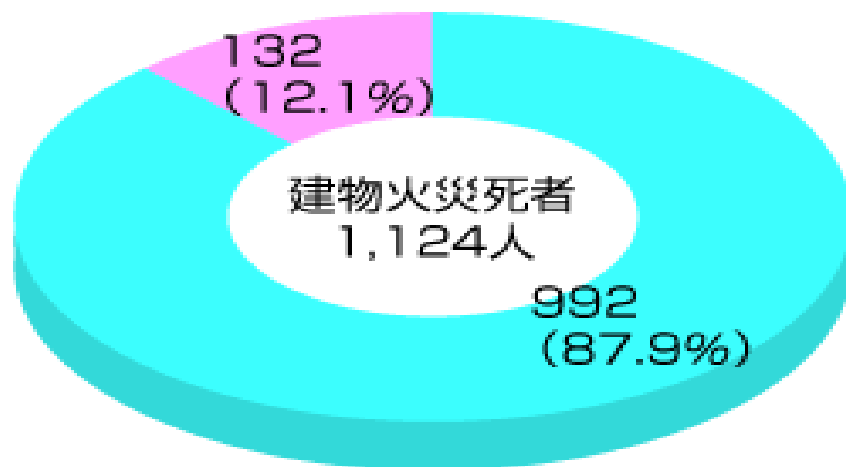
高松市、綾川町、三木町に住んでいる皆さんは、高松市火災予防条例にしたがって新築住宅は平成18年6月1日から義務となり、既存の住宅についても平成23年5月31日までに設置が必要です。

これからはどの家にも火災警報器の設置が必要です。

建物火災に占める住宅火災の死者数（放火自殺者等を除く）

住宅火災死者数	992
住宅以外建物火災死者数	132

平成15年度消防白書より



- 住宅火災死者数
- 住宅以外建物火災死者数

建物火災の死者数のうち9割は住宅火災
でなくなられています。
そのうち約6割が65歳以上の高齢者です。

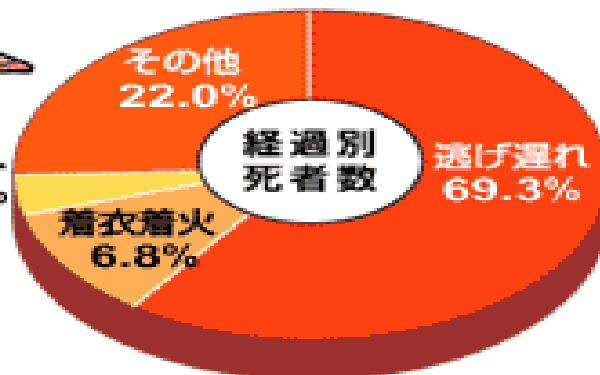
TOP



亡くなられた方の
約70%が
逃げ遅れです。

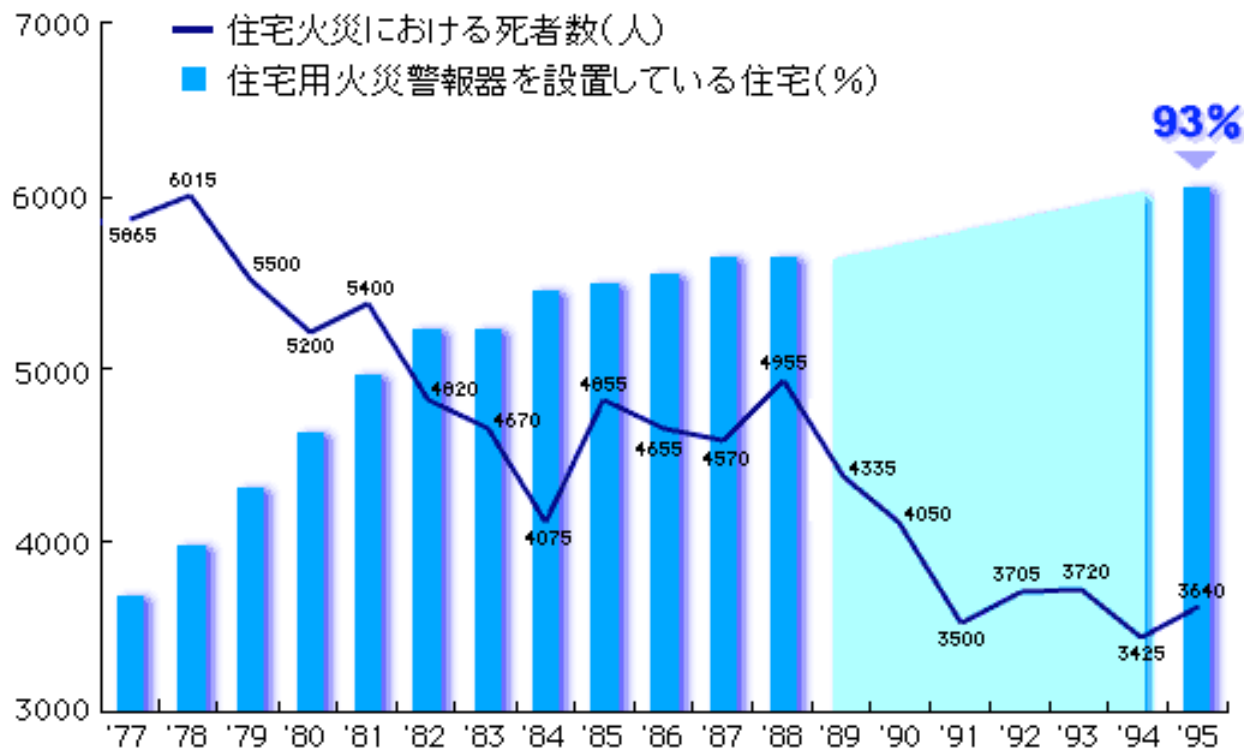
(平成15年度消防白書より)

出火後再侵入
2.0%



住宅火災により死者数を低減するには逃げ遅れによる死者を減らすため火災を早期に発見することが必要です。

「アメリカ合衆国内の住宅火災における死者数と住宅用火災警報器の設置率」



住宅用火災警報器の普及推進により、**17年間**
で死者が**40%減少**しています。

TOP

住宅用火災警報器が必要な住宅

- 戸建住宅
- マンション、アパートなどの共同住宅
(ただし、自動火災報知設備が設置されている共同住宅を除く)
- 店舗併用住宅などの事業を行うところに併設されている住宅部分

火災警報器の種類

～種類とそのしくみ～

◇火災警報器は大きく分けると「煙」に反応するタイプ(煙式)と「熱」に反応するタイプ(熱式)の2種類があります。

また煙式には光電式とイオン式があります。設置される場合は、寝室、階段には煙式(光電式)を、台所に設置される場合は熱式を設置してください。

電池式や、配線が必要ですが100ボルトの家庭用電源で作動するものもあります。

◇警報音もブザーや、音声で知らせるものがあります。



【天井用】



【壁掛け用】

TOP

火災警報器を取り付ける場所



『子供部屋』

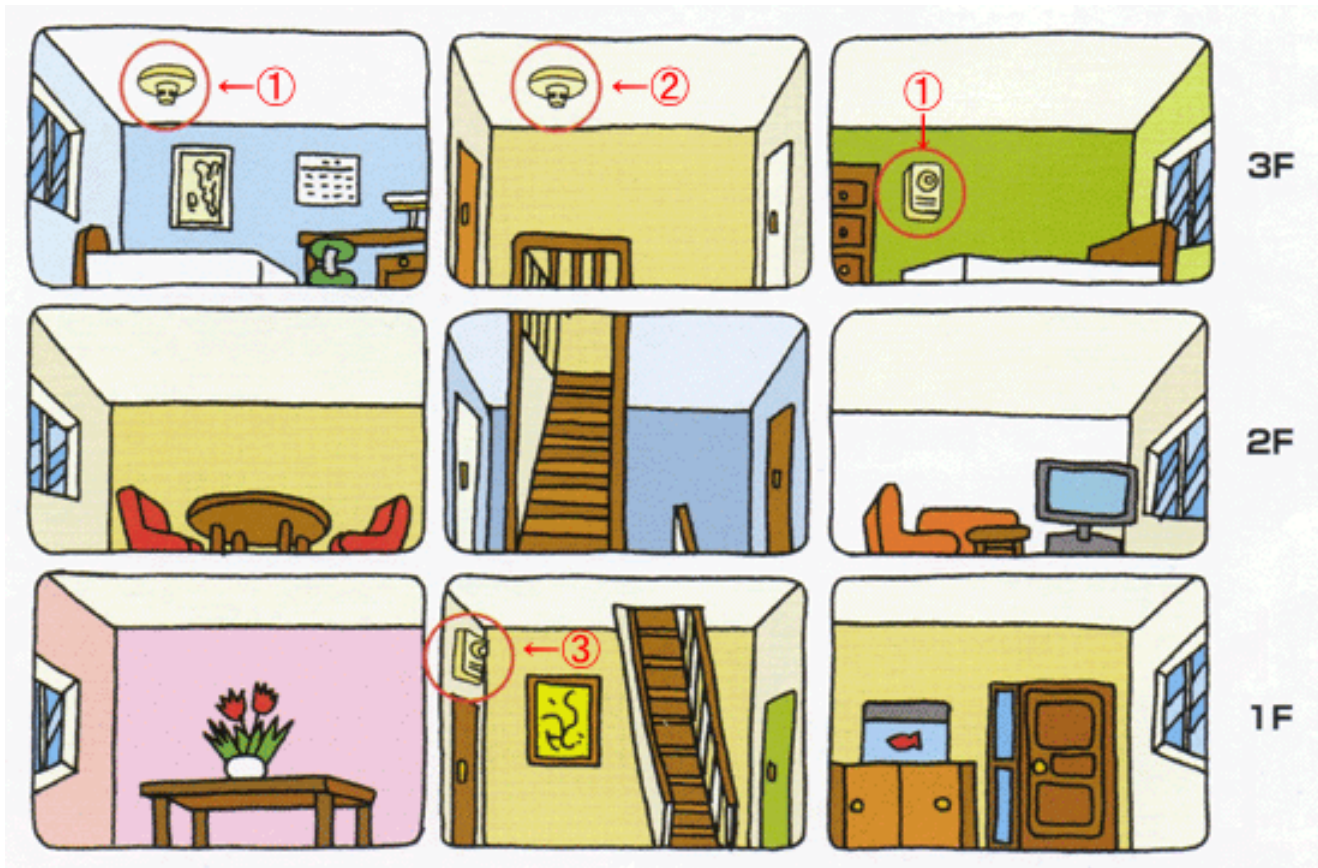
『階段』

『寝室』

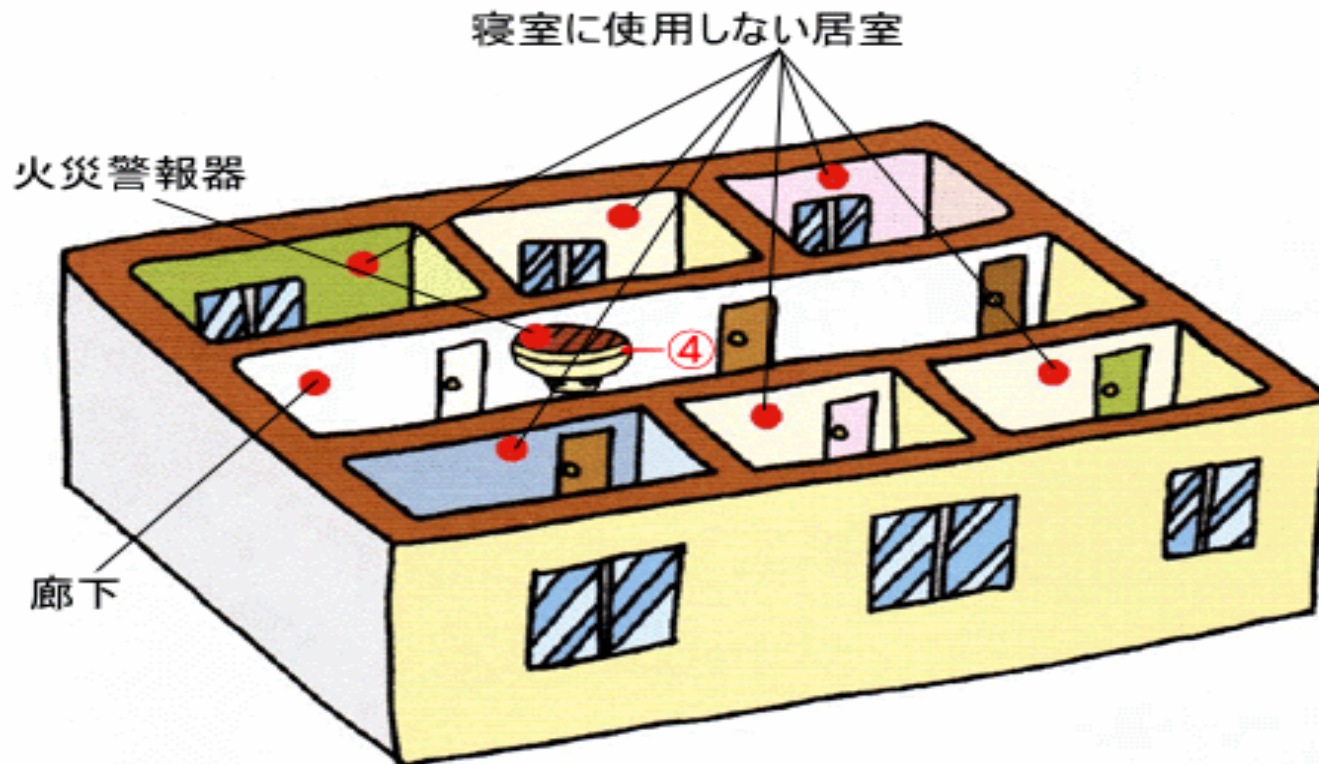
火災警報器を設置しなければならない【場所】は、次のとおりです。

① ➡ **就寝の用に供する居室＝寝室**。住宅の設計図に描かれた「寝室」だけでなく、「子供部屋」や、日中は「居間」として使用していても、夜間に就寝する部屋は含まれます。しかし、来客が一時的に就寝するような「客間」は除きます。

② ➡ ①がある階の階段の踊り場の天井又は壁
①が避難階(1階など、直接地上に出られる階。)の場合を除きます。



- ③ ➡ ①があり、火災警報機を取り付けた階から2階離れた居室のある階の階段
 ただし、①の1階下の階の階段(①が3階の場合の2階)に火災警報器が設置された場合を除きます。

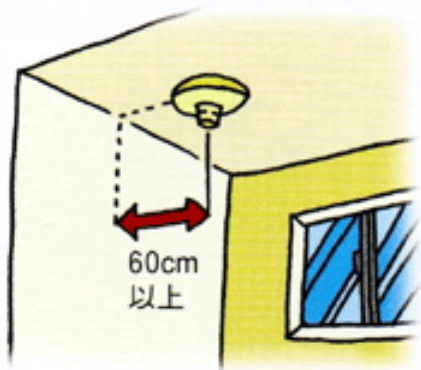


④ ➡ ①から③までに該当しない階で、7㎡(約四畳半)以上の居室が5以上ある階の廊下(廊下がない場合は階段)

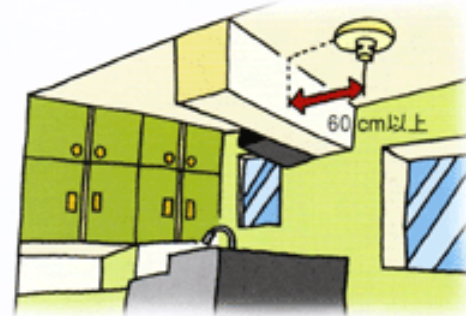
取り付け位置は原則として天井又は壁に設置、階段も同様に取り付けます。
必要に応じて、台所や他の部屋にも取り付けると、さらに安心です。

火災警報器の取り付け方

天井に取り付けるときは、ここに注意



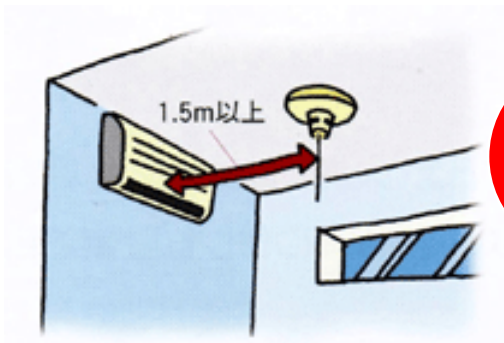
はりのない場合



はり、棚のある場合

注意: 火災警報器の中心部(感知部)を壁から60cm以上離して取り付けます。天井にはりや棚がある場合には、火災警報器の中心から60cm以上離します。

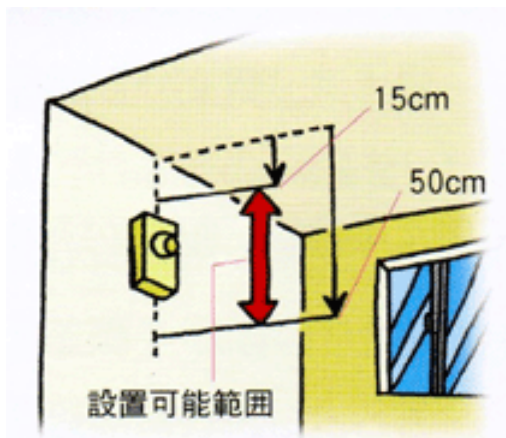
TOP



エアコン
のある場合

注意: エアコンや換気扇の吹き出し口付近では、1.5m以上はなしましょう。

壁の取り付けはここに注意



壁掛けタイプ
の場合

注意: 天井から15cm以上50cm以内に火災警報器の中心(感知部)がくるようにします。

TOP

火災警報器のお手入れ3つのポイント

1 乾電池タイプは交換を忘れずに。

乾電池タイプの火災系補記は、電池の交換が必要です。定期的な作動点検のときに「電池切れかな？」と思ったら、早めに交換してください。また電池が切れそうになったら、音やランプで交換時期を知らせてくれます。

2 おおむね10年をめぐに、機器の交換が必要です。

火災警報機器の交換は、機器に交換時期を明記したシールが貼ってあるか「ピー」という音などで交換時期を知らせます。そのめどがおおむね10年です。

10年をめぐに取替えが必要




交換時期を明記したシール

TOP

3 定期的に作動するか点検しましょう。

定期的(約1ヶ月に1度が目安です。)に、火災警報器が鳴るかどうか、テストしてみましょう。また長期に家を留守にしたときにも、火災警報器が正常に動くかテストしてみましょう。

点検方法は、本体の引きひもを引くものや、ボタンを押して点検できるものなど、機種によって異なりますから、購入時に点検方法を確認しましょう。



定期的に点検しましょう。

TOP



国の技術基準に適合し、日本消防検定協会の検査に合格した製品には、日本消防検定協会の「鑑定」マークがついています。

外国製品や輸入品についても、鑑定マークのついているものを選び、設置してください。

悪質な訪問販売に注意

- 1** 消防職員が一般住宅を訪問して、火災警報器を販売することはありません。

「消防署の方から来ました。」や「消防署の許可を得て自治会内をまわっています。」などと言って、消防署員のような服装や言動で訪問し、勧誘する業者がいます。消防署や消防団が火災警報機などを販売することや、特定の業者に販売を依頼することはありません。業者の服装や言動に惑わされないようにしましょう。

- 2** 契約をいそがせる業者には要注意。

訪問販売の業者と契約するときは、その場ですぐに契約をするのではなく、本当に必要かどうかをよく考えて、他の業者と見積もりを比較するなど、十分に考えましょう。

住宅用火災警報器は、購入後の無条件解約の申出（クーリングオフ）の対象となっています。場合によっては、無条件で解約できることもあります。『おかしいな』と思ったら、消費生活相談窓口にご相談してください。

住宅用火災警報器は、お近くの消防設備取扱店などで販売しています。また、ホームセンターや電気店などで取り扱っているところもあります。

クーリングオフに関する問い合わせ

高松市役所市民部市民生活課
消費生活相談

TEL 087-839-2066

または

香川県消費生活センター

TEL 087-833-0999

TOP

住宅用火災警報器に関するお問合せ先

高松市消防局予防課

Tel 861-1504

Fax 861-1503

高松市北消防署予防係

Tel 861-1551

Fax 861-1552

高松市南消防署予防係

Tel 815-0119

Fax 815-0150

高松市東消防署予防係

Tel 843-5118

Fax 841-8851

高松市西消防署予防係

Tel 881-0120

Fax 881-8341

高松市三木消防署予防係

Tel 898-4119

Fax 898-3900

又はお近くの消防出張所

高松市北消防署朝日分署予防係

Tel 822-1420

Fax 822-9651

高松市南消防署香川分署予防係

Tel 879-4111

Fax 879-4112

高松市東消防署牟礼分署予防係

Tel 845-1255

Fax 845-1256

高松市西消防署綾川分署予防係

Tel 878-1111

Fax 878-3196

住宅防火推進協議会

住宅用火災警報機器相談室

(フリーダイヤル)0120-565-911

[TOP](#)